

第7 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による募集

1 募集人員等

一般募集に併せて実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って各学校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 実施する高等学校

原則として、全日制の課程及び定時制の課程の全ての学校、学科等で実施する。

3 出願資格

令和9年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

4 出願及び書類の提出

第3の3（6ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

(1) 電子出願システムの案内に従い、「不登校特別選抜による募集」を選択する。

(2) 第3の3(2)エについては、出身中学校長は、「自己申告書」（様式7）を、志願先高等学校長に電子出願システムの案内に従って提出する。

ただし、第6の3または4（18ページ）における中学校から出願する場合、中学校がまとめて郵送若しくは持参、または志願者が郵送若しくは持参により提出する。

(3) 第2志望を認める高等学校に出願し、第2志望を希望する場合は、電子出願システムの案内に従い、選択又は入力を行うこと。

(4) 全ての出願書類が提出された志願者を、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜の対象とする。

5 第2志望の扱い

第2志望を認める高等学校の学科等において、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願した者が第2志望を申告したときは、第2志望の学科等においてはこの選抜の対象としない。

6 志願先変更

第3の7（8ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第3の7については、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に出願した者は、1回に限り、他の不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を行う高等学校又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の高等学校の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に志願先を変更する者は、「自己申告書」等を、新たな志願先高等学校へ提出する。

提出方法は、4(2)に準ずる。

7 学力検査

第3の10（9ページ）により行う。問題は他の志願者と同一とする。

8 面接

個人面接を実施する。

その他、第4（12ページ）による。

9 特色検査

特色検査を実施する高等学校、学科・コース等の志願者は、他の志願者と同様に特色検査を受検しなければならない。

内容等については、第5（13ページ）による。

10 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

11 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第3（6ページ）に準ずる。